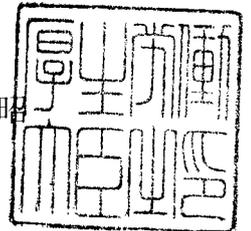


厚生労働省発 保0602 第 4 号  
平成 2 2 年 6 月 2 日

## 行政文書不開示決定通知書

江原 朗 様

厚生労働大臣 長妻 昭



平成22年5月24日付けの行政文書の開示請求（開第692号）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

### 記

#### 1 不開示決定した行政文書の名称

保険診療において減額査定された部分の健康保険法上の取扱いに関する通達や事務連絡（減額された部分は保険診療とはなりません、保険診療部分と減額査定された部分が一連の医療行為で混在すると思いますが、これが混合診療となるのか否かがわかる文書）

#### 2 不開示とした理由

開示請求に係る行政文書を作成・取得しておらず、これを保有していないため不開示とした。

- \* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、厚生労働大臣に対して異議申立てをすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。）。  
また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

\* 担当課等：厚生労働省保険局医療課企画法令第一係 TEL：03-5253-1111（内線 3288）